

禁複製

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成31年2月8日

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号

氏名 安田金属 株式会社
代表取締役 安田 秀吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県西部厚生環境事務所長 田 中 和 則



許可の年月日	平成31年2月8日	許可番号	第 A01058 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	広島県廿日市市木材港北1069番10		
処理能力	9.6t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		